

国民保護に関する業務計画

令和3年10月

一般社団法人兵庫県LPガス協会

目 次

第1章 総 則

- 1 国民保護業務計画の目的
- 2 国民保護措置の実施に関する基本方針
- 3 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第2章 平素からの備え

- 1 活動体制の整備
- 2 関係機関との連携
- 3 相互連絡
- 4 LPガス施設等に関する備え
- 5 LPガスの安定供給と輸送に関する備え
- 6 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処

- 1 武力攻撃事態等対策本部等への対応
- 2 活動体制の確立
- 3 安定供給体制の確立
- 4 LPガス消費者に対する情報提供
- 5 施設の適切な管理及び安全確保
- 6 応援隊
- 7 緊急対処事態

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 1 応急の復旧
- 2 災害の復旧
- 3 災害時における復旧用資材機器の確保

一般社団法人兵庫県LPガス協会国民保護措置対策本部

一般社団法人兵庫県LPガス協会国民保護調整連絡会議

第1章 総 則

1 国民保護業務計画の目的

この計画は、武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の施行により兵庫県が定める「兵庫県国民保護計画」に基づき、兵庫県から指定を受けた指定地方公共機関として、一般社団法人兵庫県LPガス協会（以下「協会」という。）の業務に関する国民保護業務計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 国民保護措置の実施に関する基本方針

協会は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等をいう。以下同じ。）、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

3 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

（1）武力攻撃事態

わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいい、次の4種類が想定されている。

① 着上陸進行

多数の船舶等を持って沿岸部に直接上陸して、わが国の国土を占領する攻撃

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への攻撃や要人の暗殺等を実施する攻撃

③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用してわが国を直接打撃する攻撃

④ 航空攻撃

爆撃機及び戦闘機等でわが国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃

(2) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

- ① 危険物資を有する施設への攻撃
原子力発電所、石油コンビナート等に対する攻撃
- ② 大規模集客施設等への攻撃
ターミナル駅、列車等に対する攻撃
- ③ 大量殺傷物質による攻撃
炭疽菌、サリン等を使用した攻撃
- ④ 交通機関を破壊手段としたテロ
航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

(3) NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器などによる攻撃をいう。）が行われることも考慮する

第2章 平素からの備え

1 活動体制の整備

協会は、国民保護を的確かつ迅速に実施するため、会員との連絡調整組織として、国民保護調整連絡会議を設置する。

2 関係機関との連携

平素から、兵庫県及び関連団体等との間で、国民保護措置の実施における連絡体制の整備に努めるものとする。

3 相互連絡

LPガス設備の被災状況、国民保護措置の実施状況、供給物質の情報を迅速に収集・集約できるよう、協会内に整備されている連絡網により会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

4 L P ガス施設等に関する備え

協会は、武力攻撃事態等による被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため、会員相互の応援体制の整備に努めるものとする。

5 L P ガスの安定供給と輸送に関する備え

国民保護措置のための緊急物資としてのL P ガス輸送手段確保については、近畿各地のL P ガス事業者等の協力体制の構築に努めるものとする。

6 訓練の実施

兵庫県等が実施する国民保護措置についての訓練について、協会は積極的に参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処

1 武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等対策本部等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、兵庫県に兵庫県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする

2 活動体制の確立

（1）緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

（2）対策本部の設置等

- ① 当協会は、県対策本部が設置された場合、必要に応じて一般社団法人兵庫県L P ガス協会国民保護措置対策本部（以下「協会対策本部」という。）を設置する。
- ② 協会対策本部は兵庫県及び市町から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及び協会各支部での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ③ 協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うもの

とする。

- ④ 協会各製造委員会委員は、協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置するものとする。
- ⑤ 協会各製造委員会委員は、支部対策本部を設置したときは、協会対策本部に連絡をするものとする。
- ⑥ この計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

（３）対策本部の具体的対応

- ① 協会対策本部は、ＬＰガス施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、必要に応じ、兵庫県に報告するものとする。
- ② 協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃等の状況や、国民保護措置を実施するに当たり、必要となる安全に関する情報等について収集を行うとともに、必要に応じて支部対策本部等に連絡することとする。
- ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

３ 安定供給体制の確立

協会対策本部は、緊急用燃料供給の安定を図るため、協会会員事業者と協力、連携し、ＬＰガスの安定供給及び価格の安定を図る。

４ ＬＰガス消費者に対する情報提供

協会対策本部は、兵庫県及び市町から武力攻撃等に関する情報を得た場合は必要に応じ、支部対策本部を通じ、ＬＰガスに関する情報及び地域における被害の状況等の情報提供に努めるものとする。

５ 施設の適切な管理及び安全確保

ＬＰガス充填所等ＬＰガス施設においては、安全の確保に充分配慮の上、巡回、警備の強化等安全確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

6 応援隊

(1) 防災出動隊の組織

支部対策本部は、必要に応じて会員の協力を得て、LPガス防災出動隊を編成する。

(2) 防災出動隊の出動

防災出動隊は、協会対策本部との打合せにより、被害状況に応じて応援復旧活動を行う。

7 緊急処理事態

本業務計画における「緊急処理事態」の措置は、「武力攻撃事態等」における場合と同様とする。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

1 応急の復旧

(1) 販売事業者等は、武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し、被害状況を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

(2) 販売事業者等は、応急の復旧を行う場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。

(3) 復旧にあたっては、必要に応じ、支部対策本部相互間の連絡調整に努めるものとする。

(4) 協会対策本部は、支部対策本部からの報告を受け、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を兵庫県に報告するものとする。

2 災害の復旧

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

① 復旧の地域、箇所

- ② 復旧手順及び方法
- ③ 復旧要員の動員及び配置計画
- ④ 復旧用資機材の調達
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ その他必要な対策

(2) 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する

3 災害時における復旧用資材機器の確保

協会对策本部は、調達が必要とされる資機材及びLPガスを、各支部対策本部との連携をとり、次の方法等により確保に努めるものとする。

- ① 取引先、メーカー等からの調達
- ② 卸売事業者、配送事業者からの応援
- ③ 被害地域以外の販売店からの融通（近郊他府県を含む）

一般社団法人兵庫県LPガス協会国民保護措置対策本部

(目的)

1. この本部は、兵庫県において国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置された場合、必要に応じて一般社団法人兵庫県LPガス協会国民保護措置対策本部（以下「対策本部」という）を一般社団法人兵庫県LPガス協会内に設置するものとする。

(召集)

2. 対策本部は、会長が召集する。

(構成)

3. 対策本部は、正副会長、製造委員会をもって構成する。

(本部長等)

4. 対策本部には、本部長1名及び副本部長若干名をおく。
5. 本部長は、会長がこれに当たる。
6. 副本部長には、専務理事が当たる。
7. 副本部長は、会長を補佐し、会長がその職務を実行できないときは職務を代行する。

(対策本部の業務)

8. 対策本部は、次の業務を行う。
 - (1) 安定供給の確保対策
 - (2) 情報の収集
 - (3) 各支部、充填所等協会会員への連絡
 - (4) LPガス施設に対する安全確認
 - (5) 防災出動隊の組織
 - (6) その他国民保護に関連する事項

一般社団法人兵庫県LPガス協会国民保護調整連絡会議

(目的)

1. この会議は、当協会において国民保護法に基づく国民保護を目的に実施するための連絡調整組織である。

(召集)

2. この会議は、会長が召集し毎年度1回以上開催することとする。

(構成)

3. この会議は、会長、副会長、及び専務理事をもって構成する。

(検討事項)

4. この会議は、次の事項を検討及び確認をする。
 - (1) 連絡体制
 - (2) 訓練の実施
 - (3) その他運営に関する事項

(議長)

5. この会議の議長は、会長がこれに当たる。